

大阪市防災会議 会議録

日 時 平成20年3月27日（木）

場 所 KKR HOTEL OSAKA

議 題 大阪市地域防災計画の修正について
その他

出席委員数 43名

開会：午前10時30分

事務局（岡）

おはようございます。年度末のお忙しいなか、ご出席いただきましてありがとうございます。わたくし、本日の司会を努めさせていただきます、大阪市危機管理室長の岡でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、委員の出席状況につきまして報告させていただきます。当防災会議は、「大阪市防災会議運営要綱」第2条第2項の規定に基づきまして、会議の成立には過半数の委員の出席が必要となりますが、同要綱第3条の規定によりまして、委員総数48名のうち、現在、代理者を含め43名のご出席をいただいておりますので、本会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、ご報告申し上げます。本日の会議は、公開としており、報道関係機関の方が見えられております。

それでは、ただ今から、大阪市防災会議を開催いたします。開会にあたりまして、本大阪市防災会議会長であります、平松大阪市長よりご挨拶申し上げます。

平松会長

みなさん、おはようございます。大阪市防災会議の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。大阪市長の平松でございます。

委員の皆様方にはご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。また、平素から、大阪市の防災行政をはじめ市政の推進に、格別のご支援、ご協力を賜っておりますことを、深く感謝するしだいであります。

ご承知のとおり、日本の国土は、その自然条件から、地震、台風、豪雨等の災害が発生しやすく、近年、全国各地で地震や豪雨、あるいは大雪などによる被害が相次ぎ、また、海外においても、津波や地震、ハリケーンが甚大な被害をもたらしております。災害に対する人々の関心も高まってきて、全国的に防災体制の一層の充実しなければならない、強化しなければならないという機運も高まっております。また、市民の要望も強くなっております。

大阪市では、阪神・淡路大震災を教訓にしまして、平成9年度に地域防災計画を抜本的に見直すとともに、近い将来発生することが懸念されております「東南海・南海地震」の防災対策推進計画を平成16年8月に策定し、災害に強いまちづくりに力を注いでおります。

本日の防災会議では、平成17年度から18年度にかけて大阪府と共同で行いました新たな地震被害想定の結果や、社会情勢の変化などを踏まえ、「大阪市地域防災計画 震災対策編」の修正について皆様にご審議いただく。また、同計画の「風水害等対策編」と「東南海・南海地震防災対策推進

計画」についても、「震災対策編」との共通事項を修正したいと考えておりまして、あわせて皆様にご審議いただきたいと思っております。

皆様方には、どうか忌憚のないご意見を賜りますよう、また、市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりに、今後とも一層のお力添えを賜るようお願い申しあげて、ごあいさつとさせていただきます。

事務局（岡）

どうもありがとうございます。それでは、審議に入ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、上から順に、議事次第、名簿及び配席図、資料1として大阪市地域防災計画修正案の概要、資料2としまして、主な修正事項（パワーポイント）、資料3-1大阪市地域防災計画修正（案）震災対策編（新旧対照表）、同じく資料3-2大阪市地域防災計画修正（案）風水害等対策編（新旧対照表）、資料3-3は、東南海・南海地震防災対策推進計画修正（案）（新旧対照表）、資料4は、報告事項しまして平成19年7月における修正概要及び新旧対照表）、それと大阪市のほうで作成し全戸配布しております市民防災マニュアルを参考資料として配布させていただいております。

お手元の資料に不足はございませんでしょうか。不足が無いようでしたら、進めさせていただきます。

大阪市防災会議の議長につきましては、「大阪市防災会議運営要綱」第2条第1項の規定によりまして、大阪市防災会議の会長が議長となることが定められておりますので、防災会議の会長であります平松市長に、議長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

平松会長

それでは、「防災会議運営要綱」に基づきまして、私がこの会議の進行役を努めさせていただきます。ただいまから、議事に入らせていただきます。

本日は、災害対策基本法第42条第1項に基づき作成する「大阪市地域防災計画」の修正について皆様にご審議いただき、本案件につきましては、「災害対策基本法第42条」及び「大阪市防災会議条例第2条1項」の規定に基づき議決案件となっております。

それでは、事務局から説明させていただきます。

事務局（田中）

大阪市危機管理室危機管理担当課長の田中でございます。私のほうから大阪市地域防災計画の修正についてご説明いたします。

なお、本来であれば、本日お手元にお配りしております「新旧対照表」に基づきまして、全ての変更箇所についてご説明すべきところですが、修正箇所が非常に多岐にわたるため、修正内容の要旨をパワーポイントにとりまとめましたので、それをご覧いただくかたちで説明させていただきます。

まず、大阪市地域防災計画についてですが、災害対策基本法第42条に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧について定める計画で、昭和40年に第一版を策定いたしました。

その後、情勢の変化等に対応するため、随時修正を行ってきておりますが、阪神・淡路大震災を契機に、平成9年には震災対策編を策定、平成10年には風水害等対策編を策定、平成16年には東南海・南海地震防災対策推進計画を策定いたしました。

また、避難所の一覧や外部機関との協定書の写しをはじめとする、地域防災計画に付随する参考資料を、資料編としてとりまとめております。

なお、今回は、平成9年に策定いたしました震災対策編を、約10年ぶりに、大幅に改訂することとなっております。

今回は、平成17年度から18年度にかけて、大阪府と共同で行いました新たな地震被害想定の結果や社会情勢の変化などを踏まえまして、『市民にとってより具体的にわかりやすく』、『社会情勢の変

化の反映』、『新たな知見の反映』の主に3つの観点から、震災対策編を中心に修正しました。

なお、「風水害等対策編」「東南海・南海地震防災対策推進計画」につきましては、震災対策編との共通事項のみ修正しております。

震災対策編は、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画の4部構成からなり、付属として東海地震編を掲載しております。

付属の東海地震編は、大規模地震対策特別措置法に基づく「東海地震」に係る地震防災対策強化地域におきまして、内閣総理大臣が「警戒宣言」を発した場合の、本市の備えを示したものであります。

大阪市は、この強化地域から相当距離があるものの、震度4ないし5弱程度の地震が観測されることが予想されるため、社会的混乱等の防止を図るものとして、その対応について取り決めているものです。

では、第1部の総則の主な修正箇所についてご説明いたします。

大きくは、「地震被害想定」「防災関係機関等の処理すべき事務及び大綱」の二点について修正いたしました。

まず、地震被害想定についてですが、平成9年に震災対策編を策定する際、大阪市域に大きな影響を及ぼす5つの地震を想定し、市域の揺れの大きさや、その揺れによる建物被害、人的被害など、被害想定を実施し、これらを踏まえて本市の地震防災対策を構築しました。

今回、地域防災計画を修正する大きな要因の一つが地震被害想定を見直したこととなっておりますので、その見直しの内容について、少し詳しくご説明いたします。

大阪市域に大きな影響を及ぼす地震の発生源としては、上町断層帯、生駒断層帯、有馬・高槻構造線、中央構造線の4つの内陸活断層と、東南海地震や南海地震の海溝型地震を発生させる南海トラフを想定しています。

阪神・淡路大震災から、10年以上が経過し、この間、様々な研究が進み、国などから、地震に関する新たな知見が公表されているところです。

文部科学省の調査委員会である地震調査研究推進本部では、地震の規模を表すマグニチュードが、上町断層帯では最大で7.5程度になると想定されており、これは、平成9年の本市の想定7.2を上回っています。

この他、生駒断層、有馬・高槻構造線、中央構造線、南海トラフについても、この表にあるような数字で、それぞれ地震規模が想定されているところです。

また、地震動の予測にあたって必要となる、地盤の構造についても、平成14年度～16年度の3カ年にわたって、大阪府さんが、詳細な地盤構造の調査を実施され、詳細な地盤モデルを作成されました。

このような背景により、平成17年度から18年度にかけて、地震の被害想定の見直しを行ってまいりました。

被害想定作業は、立命館大学の土岐教授を委員長に、京都大学の河田先生のほか、ごらんの学識経験者と、関係行政機関で構成される、「大阪府自然災害総合防災対策検討委員会」において、検討を行いました。

2箇年にわたり、合計5回の委員会が開催されておりました、平成18年10月の最終委員会で、その結果が報告・公表されております。

本日は、委員会でとりあげられました5つの想定地震のうち、特に本市への影響が大きい、上町断層帯地震と、東南海・南海地震による被害想定についてご説明いたします。

これは、現行の被害想定を行った断層モデルと、新たに被害想定を行った断層モデルの比較です。

近隣にある複数の断層をあわせて上町断層帯と呼んでおります。

左側の旧のモデルでは、・佛念寺山断層と上町断層を合わせて20km・長居断層で12kmの合計32kmでした。

右側の新たなモデルでは、・佛念山断層で8km・上町断層で12km・長居断層で26kmの合計46kmに、派生断層として、4kmと8kmを合わせて12kmを加えたものとされております。

このように、地震に関する新たな知見や、地盤情報を取り入れた結果、断層の延長が大きく伸びたモデルで、被害想定計算を行うことになりました。

これは、府下全体の、上町断層帯の震度分布の結果です。

★印が震源で、震源を北に置いた場合が左側の図、震源を南側に置いた場合が右側の図です。

大阪市域に大きな揺れをもたらすのは、左側のケースです。

黒の実線が断層の上面、点線が断層の下面です。

すなわち、上町断層帯の断層面は、西から東へ傾斜しており、この絵のように、東側の地盤が、西側の地盤の上に載りあがるいわゆる「逆断層」のようなメカニズムで地震が発生するといわれています。

これは、これまでの大阪市内の震度分布と、先ほどの左側のケースの新たな震度分布を比較したものです。

ご覧のように、赤い色の震度7のエリアが、市域の北東部からやや中央部に変わっているのが1つの特徴です。

また、市域全体として、地震の規模や延長は大きくなったものの、震度や揺れは小さくなるという、一見矛盾した結果になっていますが、地震による建物などの被害の予測には、一般的に、地表面での揺れの速度が用いられます。

これは、阪神・淡路大震災での、建物の被害状況を調べると、被害の大きさは、震度よりも、観測された地表面での速度に依存しているという、研究成果が多く得られているためです。

左側がこれまでの震度分布に対応する最大速度の分布で、右側が新たな震度分布に対応する最大速度の分布です。

赤く表示されている部分が、大きな速度を表していますが、新たな想定では、赤い部分が広範囲に表れており、建物などに大きな被害が発生することが、この絵から予想されます。

上町断層帯地震における被害想定の結果ですが、今回の見直しでは、いずれも、これまでの想定より被害が大きくなっています。

建物被害では、これまでの想定のおよそ2倍近くの約17万棟が全壊し、人的被害では、死者が2千人以上増え、8,500人、避難者生活者数は、30万人から34万人へと増えています。

続いて、ライフラインの被害想定の結果です。

これまでの想定に比べ、電力の停電軒数が増えておりますが、ほかには比例的な増減傾向は見受けられないものの、見直しにおける被害率では、電力が停電率約64%、ガスが供給停止率約81%、水道が断水率約77%となっており、市域全体で、ライフラインの大きな機能障害が発生することが予想されています。

次に、東南海・南海地震の説明をいたします。

これは、東南海地震と南海地震の震源域を表しています。

南海トラフと表示している赤いラインは、海側の「フィリピン海プレート」が、陸側の「ユーラシアプレート」の下に沈みこんでいる場所です。

この絵のように、四国沖から紀伊半島先端までの範囲が、南海地震の震源域、紀伊半島先端から静岡県沖までが東南海地震の震源域といわれています。

それぞれの地震の規模は、国の想定では、南海地震が単独で発生した場合でマグニチュード8.4、東南海地震が単独で発生した場合でマグニチュード8.1、同時発生した場合でマグニチュード8.6といわれております。

これは、大阪府域全体の震度分布をあらわしています。

東南海地震と南海地震が同時に発生した場合を想定しております。

大阪平野全体で、概ね震度5強程度、大きいところで震度6強が出ています。

これは、大阪市域の震度分布を比較したものです。

左側がこれまでの震度分布、右側が新たな震度分布を表しています。

新たな震度分布では、震度5弱のエリアが少し狭くなった一方で、震度6弱のエリアが増加しています。

これは、東南海・南海地震の被害想定の結果です。

上町断層に比べると被害の数は少ないですが、建物の被害では、全壊棟数500棟から8,500棟へ、半壊棟数6,700棟から17,700棟へと、大幅に増える結果となりました。

人的被害でも、避難生活者数が14,000人から28,300人へと大幅に増えています。以上が、地震被害想定です。

第1部の総則に、これらの見直し結果を集約したものを掲載するとともに、その結果を受けて、後述の災害予防計画や災害応急対策計画で影響する箇所について、修正をしております。

次に、「4 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」の修正についてご説明いたします。

ご覧の関係機関の事務の内容について、それぞれの役割など特に大きな変更はございませんが、大阪府の地域防災計画の記載内容と整合を図るなど、文章の表現などについて時点修正をさせていただいております。

なお、近畿経済産業局さんと中部近畿産業保安監督部近畿支部さんにつきましては、組織の改正に伴う事務分担について、調整のうえ整理させていただいております。

また、大阪市立大学につきましては、平成18年4月に法人化されておりますが、引き続き本市の地域防災計画に、重要な役割を担っていただいておりますので、今回の改訂にあわせて、「4-8 その他の公共的団体、防災上重要な施設の管理者」として、新たな位置付けをさせていただいております。

第1部総則の修正については以上です。

つづきまして、第2部 災害予防計画の修正についてご説明いたします。

第2部は、これまで、大きく6つの項目がございましたが、今回、一項目を加え、7項目の構成となっております。

まず、「第1 災害に強い『都市空間づくり』」の主な修正点ですが、「都市の防災構造化」として、ご覧のような「老朽住宅密集市街地の防災性向上の推進」に関する整備事業や、耐震改修の促進について、それぞれの事業の進捗よくに対応した時点修正を行いました。

次に、「避難路・避難場所の整備」に関する修正ですが、まず、大規模地震などにより同時多発火災が発生し、延焼拡大した場合の避難場所となる「広域避難場所」の指定条件を、国土交通省が中心となりとりまとめられ発行されている「都市防災実務ハンドブック」に準拠するかたちで修正いたしました。

また、広域避難場所へ至る避難路につきましても、「ハンドブック」に基づき、幅が概ね15m以上の道路、または、幅10m以上の緑道を指定していますが、今回、街路事業を終えた箇所を中心に、26路線について、新たに避難路として指定する考えです。

これは、広域避難場所と避難路の概要図です。

緑色の部分が、大規模公園などの広域避難場所であり、今回、生野区にございます「巽東緑地」を、新たに指定いたします。

また、青色の実践は、避難路として既に指定している道路であり、赤の実線が、今回新たに指定する道路です。

次に、避難所についてですが、日ごろから市民の方に、避難所がどこかということをご認識していただくため、収容避難所に指定している小中学校等の施設に、避難所であることを示す表示板を、平成20年度より順次、設置することとしていますことから、本計画にもその取り組みについて掲載することとしております。

つづきまして、「第2 災害に強い『都市施設づくり』」の修正についてご説明いたします。

「2 建築物の耐震化・不燃化」として、今年度に都市整備局さんが策定される『大阪市耐震改修促進計画』における耐震化の目標を記述しました。

具体的には、平成27年度における住宅及び特定建築物の耐震化率90%を目標とすること・災害対策の拠点となる区役所や消防署、及び避難所に指定されている小中学校等の災害時に重要な役割を担う市設建築物について、平成27年度までの耐震化の完了をめざすというものです。

また、「民間建築物の耐震化・不燃化の促進」として、耐震診断や耐震改修、建替支援に関し、費用の補助や普及・啓発について、また、避難路の沿道の民間建築物に対する補助金支出により不燃化させる都市防災不燃化促進事業などについて、現行の取り組みを踏まえた内容に修正いたしました。

次に、ライフライン施設の耐震化ですが、ライフラインとして重要な水道、下水道、電気、ガス、電話の各施設について、もちろんこれまでも記述がございましたが、各管理者における耐震化、耐水化、多重化など、より具体的な取り組みについて掲げております。

なお、第3部の災害応急対策計画にも、ライフライン各管理者における復旧等の災害応急対策の考え方を示しております。

次に、「第3 災害に強い『人と組織づくり』」ですが、この項での主な修正点としては、地域防災力の向上に関する記述です。

阪神・淡路大震災では、生き埋めになって救助された人たちの約98%が「自助」と「共助」による救助であったという教訓から、「自助」「共助」の重要性の観点で、地域特性に応じた実践的な訓練実施への支援、19年度に作成した市民防災マニュアルの利活用、地域防災リーダー活動マニュアルの作成など新たな取り組みについて掲げております。

また、災害時要援護者への支援対策についても、地域の実情に応じた対応ができるよう、地域住民が主体となった支援体制を整備していくことを新たに掲げております。

次に、「第4 地震被害軽減のための『防災体制づくり』」の主な修正点です。

まず、物資供給計画ですが、第1部 総則のところでご説明しました新たな地震被害想定に基づき、避難生活者数34万人に対応した水・食糧等の備蓄を行うことを掲げました。これまでは、避難生活者数を30万人と想定しておりましたが、今後、4万人分を増加させていきます。

また、帰宅困難者対策として、大阪市内で約90万人の帰宅困難者が発生するという新たな被害想定の結果を反映するとともに、協定締結による徒歩帰宅者への支援の拡大、企業・事業者などの対策推進、代替輸送体制の整備などについて新たに掲げました。

なお、第3部災害応急対策計画においても、情報提供などの支援の方向性を示しております。

次に、「第5 震災対策にかかわる『情報ネットワーク基盤づくり』」の主な修正点としては、「危機管理総合情報システムの開発」を掲げたことです。

現行の「都市防災システム」は平成13年から、また「防災行政無線」は平成4年から稼動しており、メンテナンスに努めておりますが老朽化が進んできております。

さらに、防災行政無線につきましては、平成23年5月までに、現在のアナログ式からデジタル式へ移行する必要があります。

また、昨今、インターネットや携帯電話の普及など、情報通信を取り巻く環境は急速に進歩しており、これらの最新の技術に対応していくことも必要となってきております。

こうしたことから、時代に見合った最新の通信技術を取り入れるとともに、大阪市独自の専用仕様のものでなく、既存の通信サービスなども活用した、安価で効率的なシステムとするとともに、防災行政無線と都市防災情報システムを融合させ、一体のシステムとして更新していく考えです。

次に、「第6 地震防災戦略の策定」です。

平成17年3月、国の中央防災会議において、「東南海・南海地震の地震防災戦略」が策定されました。この戦略は、国内の切迫性の高い地震について、国レベルにおいて、人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた減災目標を定め、その達成に向けて対策の強化・充実を図るものです。

また、国からは、地方公共団体に対しても、国レベルの目標を踏まえた「地域目標」を策定することや、地域特性を踏まえた地震に対する戦略を策定することが要請されています。

そこで、本市では、平成20年度に、大阪市に大きな影響を及ぼす上町断層帯地震と東南海・南海地震の2つの地震について、達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す減災目標、減災目標を達成するための具体目標から構成される地震防災戦略を策定することとしており、この旨を地域防災計画にも記述することとしました。

以上が、第2部 災害予防計画の主な修正点です。

つづきまして、「第3部 災害応急対策計画」の主な修正点をご説明いたします。

まず、「災害対策本部員等の代行者」についてです。

災害発生時には、各所属長が、災害対策本部の本部員や、区災害対策本部の本部長となり、それぞれの部の活動を統括することになりますが、何らかの理由で参集できないことも考えられるため、臨時的に権限を行使できる代行者をあらかじめ定め、より迅速な初期初動体制を確立することを掲げました。

次に、動員計画ですが、ご覧のように、自動参集基準を見直しました。

これまでは、大阪市域の震度が5弱以上で、1号動員の全員参集としていたものを、6弱以上と変

更しました。また、あわせて、震度5強で2号動員、震度5弱で3号動員と、動員の区分を細分化しております。

これは、近年の日本各地で起こった全ての地震における震度と被害との関係についてのデータの蓄積や、他の地方公共団体の動向も参考にしたことによるものです。

このような参集基準の細分化は、職員に対する動員基準のさらなる周知徹底とあわせて実施していくべきものと考えております。

また、これまで記述のあった参集の免除者に関する規定につきましては、職員は動員基準に基づき参集することが基本であることをより明確にするため、削除することといたしました。

次に、「医療・救護計画」です。

まず、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動について、新たに掲げました。

DMATとは、専門的なトレーニングを受けた医師、看護師、業務調整員で構成される医療チームで、災害現場にいち早く駆けつけ、救命医療を提供することができます。

また、新潟県中越沖地震をはじめ、ここ数年に起こった大規模災害における対応を踏まえ、保健師などによる健康相談体制についても、より具体的に示しております。

以上、第3部災害応急対策計画の主な修正点をご説明しました。

次に、「第4部 災害復旧計画」の主な修正点ですが、「ライフラインの復旧」と「復興計画」の項目を新たに掲げました。

ライフラインの復旧につきましては、可能な限り関係機関が連携し、応急復旧が効率的に進められるよう、あらかじめ、関係機関で調整しておくことが必要であるとの考えで、この項目を掲げております。

また、復興計画についても、各局や関係機関が連携して体制を整え、復興計画を策定し、すみやかに復興事業を実施させていく必要があるため、それらの基本方針を示しております。

最後に、震災対策編の末尾に掲載しております、「付属 東海地震編」ですが、計画内容について変更はございませんが、震災対策編の改訂にあわせて、本市市内体制や文章の表現などについて、修正しております。

なお、「風水害等対策編」及び「東南海・南海地震防災対策推進計画」につきましても、震災対策編と共通する、ご覧の事項について、修正しております。

本日の一つ目の議題についての説明は以上です。

平松会長

それでは、本案件につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お受けして参りたいと存じます。

ご質問、ご意見はございませんか。

ご発言も無いようですので、「大阪市地域防災計画の修正」につきまして、原案どおりご承認いただくということで、よろしいでしょうか。

それでは、最後の「その他」につきまして、事務局より報告させていただきます。

事務局（田中）

つづきまして、本日の二つ目の議題についてでございますが、報告事項といたしまして、大阪市防災会議運営要綱第4条に基づき、平成19年7月に専決事項として修正した内容について、簡単にご説明いたします。

主な修正は、風水害等対策編における避難勧告等に関する事項でございます。

風水害等における避難勧告等は、国及び河川管理者が発表する防災情報を受けて、市町村が発令するものです。

平成19年4月に国及び河川管理者が発表する洪水予報などの防災情報体系の見直しが行われ、それに伴いまして、淀川・大和川の避難勧告等の発令基準を修正しました。

また、防災に関する用語についても、受け手にとってわかりやすい表現となるように国において修正が行われましたので、その内容を本市の地域防災計画に反映させました。

淀川、大和川の避難勧告等発令基準の改正についてご説明いたします。

上の表が、発令基準の改正内容で、下の図が国及び河川管理者において共同発表される洪水予報のイメージです。

まず、避難に時間のかかる方を対象とした避難準備情報につきましては、洪水予報の1つであります「はん濫注意情報」が発表されたときに発令することとしました。

また、避難勧告につきましても、「はん濫警戒情報」が発表されたときに発令することとしました。

いずれも、これまで河川の水位に基づき発令の判断をしていたものを、国と河川管理者により発表される洪水予報にあわせて発令することで、市民の方や防災関係機関など、受けて側にとってよりわかりやすいよう修正を行ったものです。

なお、寝屋川流域など、大阪府が管理する河川についても、今後見直しについて、調整を進めさせていただくこととなっております。

報告事項については、以上でございます。

平松会長

本件につきまして、何かご質問、ご意見等、ございますか。いかがでございますか。

それでは、これをもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。

防災関係機関の皆様方のご協力によりまして、防災会議を円滑に終了させていただくことができましたことを心から感謝申し上げます。

今後も、改訂しました計画のもと、防災関係機関の皆様方と連携し、市民の生命や財産を災害から守ってまいりたいと思っておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いする次第でございます。

それでは、事務局にお返しいたします。

事務局（岡）

ありがとうございました。

平成20年度の早々には、地域防災計画を修正する予定でございますが、大阪府さんと協議し、所要の手続を経て、とりまとめをしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

今後も、引き続きお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。本日の会議を終了してまいりたいと存じます。

本日は、どうもありがとうございました。